

従業員数50人未満の事業主の方へ

「職場環境チェック」を受けてみませんか！

産業医が選任されている事業場では、安全衛生上の問題点などを見つけ、改善していくことを目的として、産業医が月に1回、職場の作業環境を実際に見る「職場巡視」が実施されています。

従業員数 50 人未満の事業場では産業医の選任義務がありませんが、職場の作業環境管理、作業管理をチェックすることで、従業員が生き生きと働くことなどが期待できます。

地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない事業場に対して、医師、保健師、労働衛生工学の専門家が事業場を訪問して職場環境チェックを無料で実施しています。専門家によるアドバイスを受けて、安全・健康な職場づくりに取り組んでみませんか？

※まず、埼玉産業保健総合支援センターまたは地域の産業保健センターに相談してください。

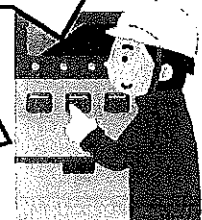
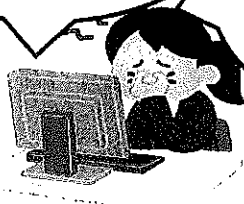
一歩進んだ活
き活きた職
場にしたい

健康診断結
果を労働衛
生管理に活
用したい

作業環境や作業
内容をより快適
にしよう

設備や作業方法を
より良くしよう

専門家に相談
したい



地域窓口名	所在地	電話番号
埼玉産業保健総合支援センター	さいたま市浦和区高砂 2-2-3	048-829-2661
浦和地域産業保健センター	さいたま市浦和区常盤 6-4-18	048-824-6842
与野地域産業保健センター	さいたま市中央区本町東 4-4-3	048-852-6149
朝霞地域産業保健センター	朝霞市本町 1-7-3	048-464-4666
川口地域産業保健センター	川口市本町 4-1-8	048-225-0933
大宮地域産業保健センター	さいたま市北区東大成町 2-107	048-651-5050
熊谷地域産業保健センター (受付: 埼玉産業保健総合支援センター)	本庄市西五十子 216-9	(受付)048-814-3905
川越地域産業保健センター	川越市小仙波町 2-53-1	049-222-0794
春日部地域産業保健センター	春日部市南 1-1-7	048-736-7522
所沢地域産業保健センター	所沢市上安松 1224-7	04-2992-8026
行田地域産業保健センター	行田市大字上池守 44	048-556-8040
秩父地域産業保健センター	秩父市熊木町 2-19	0494-23-2149

健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	本社、親企業等の情報*	本社、親企業等の名称 () 事業場の属する本社、親企業等の全労働数 (人) 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理 (メンタルヘルスを含む) に係る相談 (対象者 名) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

* 下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

- 1 就業する事業場は50人未満です。
- 2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

独立行政法人 労働者健康安全機構
**埼玉産業保健総合支援センターの
【職場訪問支援】を受けてみませんか!!**

—産業保健活動に携わる皆様へ—

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 労働者健康安全機構は厚生労働省所管の独立行政法人です。独立行政法人とは、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、【業務の質の向上】【活性化】【効率性の向上】【自律的な運営】【透明性の向上】を図ることを目的とする制度です。

労働者健康安全機構では、労災疾病を始めとする勤労者の職業生活を脅かす疾病に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、治療と職業生活の両立を推進するほか、労働者の健康と福祉の増進に努めています。

埼玉産業保健総合支援センターと地域窓口（地域産業保健センター）

埼玉産業保健総合支援センターでは主に中小規模事業場（おおむね労働者 300 人未満）、地域窓口では、小規模事業場（労働者 50 人未満）を対象に産業保健関係者（事業者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、職長、人事労務担当者、産業医、保健師、臨床心理士、産業カウンセラー等）とのネットワークを通じた知見の普及、産業保健活動の推進に努めています。

平成 26 年度には、産業保健支援三事業（産業保健推進事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化し、ワンストップ受付を開始して、利用しやすく生まれ変わりました。

本事業は、産業保健関係者による【労働者の健康管理】【作業環境管理】【作業管理】【健康教育】【その他の産業保健活動】に対する支援を無料で行っております。主な支援を紹介いたします。

支援につきましては、厚生労働省の施策の一環ですが、守秘義務により埼玉労働局・各労働基準監督署に対しても支援内容等の情報は漏れません、安心してご利用いただけます。

小規模事業場（労働者 50 人未満）への支援

★地域窓口（地域産業保健センター）の支援★

【職場環境チェック】

総合的産業保健活動に対する支援です。主に労働衛生工学専門員（必要に応じて登録産業医、登録保健師）が事業場を訪問し、職場巡視により作業環境管理、作業管理等の健康管理の状況、特殊健診の事後措置、メンタルヘルス対策等の現状を把握したうえで、総合的な助言・指導を行います。



労働衛生工学専門員



小規模事業場



【労働者の健康管理の保健指導・相談】

労働者・事業者への支援です。脳・心臓疾患のリスクが高い健康診断項目（血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖等）の有所見があった労働者及びメンタルヘルス不調の労働者に対して、登録産業医または登録保健師が保健指導を行います。また、当該労働者及び高ストレスの労働者（ストレスチェック結果）を使用する事業者に対しても登録産業医、登録保健師等が就業上の措置等の相談を行うことができます。



登録保健師



登録産業医



小規模事業場



【健康診断有所見者の医師の意見を聴取】

事業者に対する支援です。労働安全衛生法の健康診断の結果、異常の所見があった労働者にはその結果に基づく就業上の措置についての医師の意見を聴取することが求められます、登録産業医がその医師の意見に対応します。



登録産業医



小規模事業場



【長時間労働者への医師の面接指導等】

労働者と事業者への支援です。時間外労働が長時間におよぶ労働者等（一月当たり100時間を超え、かつ、疲労蓄積が認められる者）に対して登録産業医が医師による面接指導及びその事後措置に対応します。



登録産業医



小規模事業場



労働者50人以上の事業場への支援

【産業保健相談員による専門的実地相談】

産業保健関係者への支援です。産業環境管理・作業管理等かかる専門的相談のうち、個別訪問支援を希望され、個別訪問が必要な相談に対して産業保健相談員（労働衛生工学）が、具体的な作業環境等の状況を把握し専門的で効果的な助言をすることができます。



産業保健相談員
(労働衛生工学)



労働者50人以上
事業場



労働者教育に産業保健セミナー等を活用

【旬の産業保健セミナー、HPから申込み】

今が旬と考えるテーマの専門的研修と事業主が職場における労働者の健康管理の重要性を正しく理解するための啓発セミナーを開催しています。研修スケジュールは埼玉産業保健総合支援センターホームページでご確認・申込みください。



独立行政法人労働者健康安全機構 事業案内より

お問合せ先（支援センターに電話ください！）

★ダイヤル間違いのないようにご確認ください★

独立行政法人労働者健康安全機構

埼玉産業保健総合支援センター

（ご利用時間 平日 8時30分～17時15分）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-2-3

さいたま浦和ビルディング 6F

TEL : 048-829-2661

FAX : 048-829-2660

中小規模事業場（労働者300人未満）への支援

★埼玉産業保健総合支援センターの支援★

【職場メンタルヘルス対策導入等のアドバイス】

事業者への支援です。メンタルヘルス対策促進員が中小規模事業場を訪問して【こころの健康づくり計画の策定】【衛生委員会での調査審議への助言】【教育・研修計画の支援】【産業保健関係者への相談】等の支援をしています。



メンタルヘルス
対策促進員



中小規模事業場

全ての事業場への支援

【産業保健関係者からの専門的相談】

産業保健相談員（産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等）が、様々な問題について、窓口面談、電話・メール等により、悩み事等について相談を受けています。